

○厚生労働省告示第三百三十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六十二条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、公布の日から起算して一年を経過した日までに製造され、又は輸入されるおもちゃについては、なお従前の例によることができる。

平成二十二年九月六日

厚生労働大臣 長妻 昭

第4おもちゃの部Aおもちゃ又はその原材料の規格の項7の目を次のように改める。

7 おもちゃの可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）又はフタル酸ベンジルブチルを0.1%を超えて含有してはならない。

第4おもちゃの部Aおもちゃ又はその原材料の規格の項8の目中「おもちゃには、」を「おもちゃ（9の目に規定する部分を除く。）には、」に改め、同項11の目中「1～8まで」を「1の目から6の目まで、10の目及び11の目」に改め、同目を同項12の目とし、同項中10の目を11の目とし、9の目を10の目とし、8の目の次に次の1目を加える。

9 食品衛生法施行規則第78条第1号に規定するおもちゃのうち、乳幼児の口に接触することをその本質とする部分であつて可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジイソデシル、フタ

ル酸ジイソノニル又はフタル酸ジ - n - オクチルを0.1%を超えて含有してはならない。